

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新B	旧B	新A	旧A	旧 新 別
<p>鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二 〇九番四地先から同市大字高倉字 新右工門前一六三番一地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字天神前一二 〇九番四地先から同市大字高倉字 新右工門前一五七番五地先まで</p>	<p>西塚場九二〇番一地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二 四五番二地先から同市大字三ツ木字</p>	区 間
<p>九・〇〇〇〇七・六一・六六</p>	<p>二五・〇〇〇〇七・六一・六六</p>	<p>二五・二〇〇〇二七・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>八四三・四〇</p>	<p>六〇〇・〇〇</p>	<p>五一〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
<p>平成二十六年九月十二日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第十五 号の道路予定区域の一部変更である。</p>				備 考